

一般社団法人土浦市観光協会ホームページに掲載するバナー広告の取扱基準要綱

(目的)

第1条 土浦市の地域活性化及び観光事業の振興を図るため、市内を中心とした事業所、自営業者から広告を募集して広く周知すると共に主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、一般社団法人土浦市観光協会（以下「協会」という。）がホームページのトップページで指定した位置とする。

(広告の枠数、掲載料及び規格・作成)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とする。

1. 協会ホームページのトップページにおける広告枠数は最大10枠とする。
2. 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

掲載料金

協会ホームページ1枠	1ヶ月	15,000円
	3ヶ月	25,000円
	6ヶ月	40,000円
	12ヶ月	70,000円

規格（1枠）

縦	50ピクセル
横	150ピクセル
データ	8キロバイト以下
形式	JPEG,GIF形式（アニメーションは不可）

3. バナー広告掲載の申込みが、前項に規定する枠数を超えたときは、申込順とする。
4. バナー広告は、協会で作成（無料）又は掲載依頼者の作成。
※掲載依頼者は申込時にデザイン（データ等）を提出する。

(支払方法)

第4条 協会の請求に基づき、銀行振り込みにより支払うものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月とする。

広告掲載期間内に協会によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖期間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
3時間以上24時間以内	1日

24時間以上

閉鎖日数

(バナー広告の停止)

第6条 協会は、このホームページの通信において、次の各号に該当する場合は、利用者に連絡することなく、通信を停止することができる。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるもの。
- (2) 電気通信設備の保存、または工事上やむを得ない理由が生じた場合。
- (3) 電気通信設備の障害、その他やむを得ない理由が生じた場合。
- (4) 法令による規制、司法命令等が摘要された場合。
- (5) 利用者が、協会の利益に反する行為や行為や行う恐れのある場合。
- (6) 利用者がこのバナー広告の取扱基準の何れかの条項に違反した場合。

(対象)

第7条 掲載できるバナー広告は、協会会員で観光・産業に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 土浦市及び周辺地区の観光事業の品位を損なう恐れのあるもの。
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの。
- (4) その他、掲載する広告として妥当でないと協会が認めるもの。

(公告掲載の優先)

第8条 ホームページに連続して掲載の申込があった場合は、優先的に掲載を行うものとし、その取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 掲載順位は継続掲載年数が多い順に上から掲載する。

(委任)

第9条 この基準に定めるものの他、必要な事項は、協会が定める。

付則

この基準は、平成18年9月1日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

土浦市観光協会バナー広告申込書

一般社団法人土浦市観光協会
会 長 中川 喜久治 様

申込者 住所 (所在地) _____
氏名 (名称) _____
TEL _____
FAX _____
URL _____
E-mail _____

一般社団法人土浦市観光協会に掲載するバナー広告の取扱基準に基づき、バナー広告を申し込みます。

1. 掲載期間 (番号を○で囲み、希望日をご記入下さい。)

- (1) 1ヶ月 (年 月 日 ~ 年 月 日)
(2) 3ヶ月 (年 月 日 ~ 年 月 日)
(3) 6ヶ月 (年 月 日 ~ 年 月 日)
(4) 12ヶ月 (年 月 日 ~ 年 月 日)

2. 広告料金の支払い

バナー広告掲載が決定されたときは、掲載料金として
金 円を支払います。

3. バナー広告のデザイン